

令和7年第2回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和7年6月

目 次

承認案第 6 5 号	専決処分の承認について…………… 1 (財務部市民税課・資産税課)
承認案第 6 6 号	専決処分の承認について…………… 3 (財務部資産税課)
議案第 7 1 号	財産の取得について…………… 5 (消防局消防総務課)
議案第 7 2 号	財産の取得について…………… 6 (消防局消防総務課)
議案第 7 3 号	裁判外の和解について…………… 7 (消防局警防課)
議案第 7 4 号	二級河川の指定の変更に関する意見について…………… 9 (建設部技術企画課)
議案第 7 5 号	請負契約の締結について…………… 1 1 (地域振興部地域政策課)
議案第 7 6 号	請負契約の締結について…………… 1 3 (教育委員会生涯学習部生涯学習課)
議案第 7 7 号	委託契約の変更について…………… 1 5 (建設部道路建設課)

議案第78号	東広島市人と動物との共生に関する条例の制定 について……………	16 (生活環境部生活衛生課)
議案第79号	東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する 条例の制定について……………	19 (生活環境部環境先進都市推進課)
議案第80号	東広島市税条例の一部改正について……………	24 (財務部市民税課・資産税課)
議案第81号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の 一部改正について……………	26 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第82号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正につい て……………	27 (健康福祉部国保年金課)
議案第83号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制 限に関する条例の一部改正について……………	29 (都市交通部都市計画課)
議案第84号	東広島市都市公園条例の一部改正について……………	31 (都市交通部都市整備課)

承認案第 6 5 号

専決処分の承認について（東広島市税条例の一部改正）

（財務部市民税課・資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法等の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日等から施行されることに伴い、東広島市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 固定資産税

大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について、所要の規定の整備を行う。（附則第 10 条の 3 関係）

イ 軽自動車税

二輪の原動機付自転車で、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のものに係る種別割の税率を年額 2,000 円とする。（第 82 条関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(ア) 固定資産税に関する規定

令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(イ) 軽自動車税に関する規定

令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 専決処分年月日

令和 7 年 3 月 31 日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。一略一

③ 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

承認案第 6 6 号

専決処分の承認について（東広島市都市計画税条例の一部改正）

（財務部資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法等の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、東広島市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

（1）改正の内容

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例において引用している同法の条項を整理する。（附則第 2 項関係）

イ 地方税法の改正に伴い、条例において引用している同法の条項を整理する。（附則第 1 2 項関係）

（2）施行期日等

ア 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

イ 経過措置

令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 専決処分年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日

（根拠法令）

地方自治法

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合

合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

- ③ 前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第 7 1 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島消防署北分署及び大崎上島消防署に配備する高規格救急自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 高規格救急自動車

(3) 数量 2 台

3 取得価格

6, 9 5 2 万円

4 相手方

広島市西区三篠町三丁目 1 4 番 1 7 号

広島日産自動車株式会社

代表取締役 前 卓 志

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（－略－）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 7 2 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島消防署東分署に配備する消防ポンプ自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 消防ポンプ自動車

(3) 数量 1 台

3 取得価格

3, 8 2 8 万円

4 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 3 3 番地の 2

中下モータース株式会社

代表取締役 中 下 智 洋

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 7 3 号

裁判外の和解について

(消防局警防課)

1 提案の要旨

平成 2 9 年 2 月 2 日付けで、消防救急無線の機器製造業者である株式会社富士通ゼネラル（以下「富士通ゼネラル」という。）ほか 4 社に対し、これらの機器製造業者が談合を行ったものとして公正取引委員会から課徴金納付命令及び排除措置命令が出された。

富士通ゼネラルは、これらの命令を不服とし、取消訴訟を提起していたが、令和 6 年 3 月 2 1 日付けで最高裁判所において上告が棄却され、富士通ゼネラルの敗訴が確定した。

その後、東広島市と富士通ゼネラルとの間で東広島市に生じた損害の賠償について、令和 6 年 1 2 月 1 9 日付けで合意した。

東広島市が扶桑電通株式会社中国支店と締結した次の表の契約に係る機器は、富士通ゼネラルが製造し、扶桑電通株式会社中国支店が納入したものである。

富士通ゼネラルが支払った損害賠償のほか、当該談合により東広島市に生じた損害の補償について、実情に即した迅速な解決を図るため、扶桑電通株式会社と和解条項のとおり裁判外の和解に応じようとするものである。

契約の名称	消防救急無線デジタル化整備事業消防救急無線デジタル化工事（活動波）	平成 2 4 年度消防救急無線デジタル化整備事業消防救急無線デジタル化工事（共通波）
契約年月日	平成 2 5 年 2 月 2 7 日	平成 2 5 年 6 月 2 8 日
契約金額	6 億 4, 2 6 0 万円	4 億 6, 5 6 6 万 1, 3 5 0 円

2 和解条項

- (1) 扶桑電通株式会社は、東広島市に対し、本件の解決金として 6 8 7 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 扶桑電通株式会社は、東広島市に対し、前記(1)金員の全額を令和 7 年 7 月 3 1 日までに、東広島市指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振

込手数料は、扶桑電通株式会社の負担とする。

- (3) 東広島市及び扶桑電通株式会社は、本件に関し、東広島市と扶桑電通株式会社との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（一略）、和解（一略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

議案第 7 4 号

二級河川の指定の変更に関する意見について

(建設部技術企画課)

1 提案の要旨

二級河川の指定を変更することについて、広島県知事から意見を求められたので、変更されることについて異議はないとの意見を述べようとするものである。

2 変更の内容

河川名	区 分		区 間	
			旧	新
竹保川	上流端	左岸	東広島市黒瀬町大字国近字夫婦岩 1 1 4 8 番地先	東広島市黒瀬町国近字尾崎 1 1 8 8 番 1 地先
		右岸	東広島市黒瀬町大字国近字夫婦岩 1 1 4 7 番地先	東広島市黒瀬町国近字尾崎 1 1 8 4 番 1 地先
	下流端		黒瀬川への合流点	黒瀬川への合流点
檜山川	上流端	左岸	東広島市西条町大字郷曾字大林 1 5 3 3 番地先	東広島市西条町郷曾 1 5 5 9 番 1 地先
		右岸	東広島市西条町大字郷曾字大林 1 5 2 2 番地先	東広島市西条町郷曾 1 5 2 4 番 1 地先
	下流端		小田山川への合流点	小田山川への合流点
戸坂川	上流端	左岸	東広島市八本松町大字吉川字戸坂 2 8 8 3 番地先	東広島市八本松町吉川 2 8 9 2 番 2 地先
		右岸	東広島市八本松町大字吉川字戸坂 2 8 4 1 番地先	東広島市八本松町吉川 2 8 5 4 番 1 地先
	下流端		古河川への合流点	古河川への合流点

(根拠法令)

河川法

第 5 条 この法律において「二級河川」とは、前条第 1 項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

- 4 都道府県知事は、第1項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。
- 5 前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第1項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

議案第 7 5 号

請負契約の締結について

(地域振興部地域政策課)

1 提案の理由

令和 7 年度プロジェクト推進事業大屋根広場設計施工一括工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条栄町

(2) 工事の内容

大屋根広場整備に係る設計業務、工事監理業務及び建設工事

(3) 契約金額

9 億 3, 7 9 7 万円

(4) 契約の相手方

大和リースグループ

大和リース・シンクコンストラクション特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市西区楠木町 3 - 1 - 4 0

(代表企業) 大和リース株式会社広島支店

支店長 板 倉 清

構 成 員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 5 5 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

R I A・復建調査設計設計共同体

代表構成員 広島市南区松原町 5 - 1

株式会社アール・アイ・エー広島支社

支社長 滝 田 憲 作

構 成 員 東広島市志和町志和東 1 0 8 9 5 番地 3 4 0

復建調査設計株式会社東広島営業所

所長 天 野 力

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和9年6月30日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 7 6 号

請負契約の締結について

(教育委員会生涯学習部生涯学習課)

1 提案の理由

令和 7 年度生涯学習施設管理運営事業黒瀬生涯学習センター長寿命化改修工事
(建築) の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市黒瀬町菅田

(2) 工事の内容

建築一式工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

5 階建て

延べ面積 5,358.92 平方メートル

(3) 契約金額

6 億 5 4 万 5,000 円

(4) 契約の相手方

平原建設・シンクコンストラクション特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸四丁目 2 番 4 8 号

平原建設株式会社

代表取締役 大 武 麻吏那

構 成 員 東広島市西条土与丸一丁目 5 番 5 5 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和 8 年 4 月 1 5 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 77 号

委託契約の変更について

(建設部道路建設課)

1 変更の理由

令和 5 年 9 月 14 日議決第 160 号により議決を経た（仮称）八本松スマートインターチェンジ工事等委託に関する細目協定について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、委託契約金額を変更しようとするものである。

2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
2 億 4,545 万 3,910 円	3 億 6,503 万 3,331 円	1 億 1,957 万 9,421 円

3 変更後の委託契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町正力

(2) 契約の相手方

広島市安佐南区緑井二丁目 26 番 1 号

西日本高速道路株式会社 中国支社

支社長 赤 松 邦 康

(3) 工期

令和 5 年 9 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

東広島市人と動物との共生に関する条例の制定について

(生活環境部生活衛生課)

1 制定の理由

動物の愛護及び適正な取扱いに関し基本理念を定め、市、市民等及び飼い主の責務等を明らかにするとともに、人及び動物に優しいまちづくりを推進するために必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 基本理念（第 3 条関係）

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

ア 動物が命あるものであることに鑑み、その命を尊重し、適正に取り扱わなければならないという認識の下に行われること。

イ 動物の取扱いにおいては、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないようにすることが必要であるという認識の下に行われること。

ウ 人の安全で快適な暮らしと動物の福祉が共に守られることが必要であるという認識の下に行われること。

(2) 市の責務（第 4 条関係）

ア 市は、基本理念にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いに関する総合的な施策を推進する責務を有する。

イ 市は、基本理念にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いについて、市民等の理解を深めるために必要な教育、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(3) 市民等の責務（第 5 条関係）

市民等は、基本理念にのっとり、動物の愛護及び適正な取扱いについて理解を深めるとともに、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 飼い主になろうとする者の責務（第6条関係）

飼い主になろうとする者は、基本理念にのっとり、動物の飼養に先立ち、当該動物の生態、習性、生理等に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化等も考慮し、終生飼養をすることができる動物を選ぶよう努めなければならない。

(5) 飼い主の責務（第7条関係）

ア 飼い主は、基本理念にのっとり、命あるものである動物を適正に飼養し、又は保管する責務を有する。

イ 飼い主は、基本理念にのっとり、動物の終生飼養が困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

(6) 飼い主の遵守事項（第8条関係）

ア 動物の飼い主は、法及び県条例に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(ア) 動物の種類、発育状況等に応じて、適正に給餌及び給水を行うこと。

(イ) 動物の種類、生態、習性及び生理を考慮し、必要に応じて、適切なしつけを行うこと。

(ウ) 動物を適正に飼養し、又は保管することができる環境を整備し、周辺的生活環境の保全に努めること。

(エ) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、及び収容する等適切な措置を講ずること。

(オ) 地震、火災、水害等の災害の発生時における同行避難に備え、動物の適正な管理のために必要な準備を行うこと。

(カ) 同行避難に際しては、避難所等の遵守事項を遵守するとともに、他の避難住民に配慮すること。

イ 犬又は猫の飼い主は、マイクロチップ、首輪又は名札の装着その他の方法により、当該犬又は当該猫が自己の所有であることを明らかにする措置を講ずるよう努めなければならない。

(7) 犬の飼い主の遵守事項（第9条関係）

犬の飼い主は、飼養し、又は保管する犬を屋外に連れ出す際は、当該犬のふん尿を処理するための用具を携行し、排泄したふん尿を速やかに回収し、又は

処理しなければならない。

(8) 猫の飼い主の遵守事項（第10条関係）

猫の飼い主は、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺の生活環境を保全するため、当該猫を屋内で飼養するよう努めなければならない。

(9) 飼い主のいない猫に給餌を行う者の遵守事項（第11条関係）

飼い主のいない猫に対し、継続的に給餌を行う者は、当該猫の繁殖を防止するために必要な措置を講ずるとともに、給餌及びふん尿の適切な処理を行う等周辺の生活環境に配慮した管理を行うよう努めなければならない。

3 施行期日

公布の日

（根拠法令）

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 79 号

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定について

(生活環境部環境先進都市推進課)

1 制定の理由

太陽光発電設備の適正な設置等に関し、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、周辺地域と太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 市の責務（第 3 条関係）

市は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業者の責務（第 4 条関係）

事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本市における環境の保全上の支障及び災害の防止並びに魅力ある良好な景観の形成に十分配慮するとともに、関係住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電事業を廃止した後においても、同様とする。

(3) 適用範囲（第 5 条関係）

総発電出力が 10 キロワット以上の発電設備を設置する太陽光発電事業について適用する。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 発電設備を建築物に設置する場合

イ 国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人が実施する場合

(4) 抑制区域（第 6 条関係）

ア 市長は、特に配慮が必要と認められる次に掲げる区域を、抑制区域として指定する。

(ア) 砂防法の規定により指定された区域

(イ) 地すべり等防止法の規定により指定された地すべり防止区域

(ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(エ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(オ) 森林法の規定により指定された保安林

(カ) 自然公園法の規定により指定された国立公園のうち特別地域

(キ) 広島県立自然公園条例の規定により指定された自然公園のうち特別地域

(ク) 広島県自然環境保全条例の規定により指定された緑地環境保全地域

(ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、特に配慮が必要と認められるものとして規則で定める区域

イ 事業者は、太陽光発電事業に係る事業計画を検討する際、事業区域に抑制区域を含めないよう努めなければならない。

ウ 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、

(5) アの協議を行う前に当該抑制区域を所管する関係機関と必要な許認可等について協議を行わなければならない。

(5) 事前の届出及び協議（第7条関係）

ア 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を届け出て、市長と協議を行わなければならない。

(ア) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 工事着手の予定年月日

(ウ) 事業区域の位置及び面積

(エ) 事業実施計画

(オ) 総発電出力

(カ) 関係法令の規定による手続に関する事項

(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

イ アの届出を行った事業者（以下「届出事業者」という。）は、届け出た太陽光発電事業（以下「届出事業」という。）の実施に際し関係法令の規定に基づく許認可等を必要とする場合は、速やかに当該許認可等の手続を行わなければならない。

(6) 関係住民等への説明等（第8条関係）

ア 届出事業者は、(5)アの協議を開始した後、関係住民等に対して、(5)ア(ア)から(オ)までに掲げる事項を、戸別訪問その他の方法により説明しなければならない。

イ アにかかわらず、届出事業者は、関係住民等から要望のあったときは、関係住民等を対象とした説明会を開催しなければならない。

ウ 届出事業者は、アの説明又はイの説明会の開催（以下「説明等」という。）に当たっては、あらかじめ、その内容について市長と協議を行わなければならない。

エ 届出事業者は、説明等により、関係住民等の理解を得るよう努めなければならない。

オ 届出事業者は、説明等の結果について、市長に報告しなければならない。

(7) 協議終了の通知（第9条関係）

ア 市長は、届出事業者により(5)イの手續及び説明等が適正に行われたと認めるときは、届出事業者に対し、(5)アの協議が終了した旨を通知するものとする。この場合において、市長は必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

イ 届出事業者は、アの通知を受けるまでは発電設備の設置に係る工事に着手してはならない。

(8) 設置の届出（第10条関係）

届出事業者は、発電設備の設置に係る工事に着手しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(9) 適正な設置等（第11条関係）

ア 届出事業者は、規則で定める基準等に従い、発電設備の適正な設置及び管理に努めなければならない。

イ 届出事業者は、発電設備の維持管理及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

ウ 届出事業者は、災害等により損壊した発電設備の原状復旧、発電設備の撤去、第三者に対する損害の賠償等に係る費用に充てるため、火災保険、地震保険等への加入に努めなければならない。

(10) 設置完了等の届出（第 12 条関係）

届出事業者は、発電設備の設置を完了し、又は中止するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(11) 事業の変更（第 13 条関係）

ア 届出事業者は、(7)アの通知を受けた後に届出事業の内容を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

イ 届出事業者は、アの届出が(5)ア(ウ)又は(オ)に掲げる事項の変更（(5)ア(オ)に掲げる事項の変更にあつては、変更後の総発電出力が50キロワット以上であるものに限る。）に係るものであるときは、市長と協議を行わなければならない。

(12) 承継（第 14 条関係）

ア 届出事業者が届出事業の全部を譲渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該届出事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該届出事業の全部を承継した法人は、届出事業者の地位を承継する。

イ 届出事業者の地位を承継した者は、その承継の日から起算して14日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(13) 廃止の届出（第 15 条関係）

ア 届出事業者は、届出事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

イ 届出事業者は、届出事業を廃止したときは、速やかに発電設備を解体し、適正に処分しなければならない。

(14) 指導等（第 16 条関係）

ア 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

イ 市長は、次のいずれかに該当する事業者に対し、期限を定めて、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(ア) (5)アの届出をせず、又は虚偽の届出をして太陽光発電事業を実施したとき。

(イ) (7)アの通知を受ける前に、又は(8)の届出をしないで、発電設備の設置に係る工事に着手したとき。

(ウ) アの指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

(15) 公表（第 17 条関係）

市長は、(14)イの勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

(16) 報告徴収及び立入検査（第 18 条関係）

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電事業の状況、発電設備の状況、(9)イの費用の確保の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、事業者の事業所若しくは事務所若しくは事業区域に立ち入り、帳簿、書類、発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

施行日前に発電設備の設置に係る工事に着手した太陽光発電事業については、事前協議の届出の規定は適用しない。ただし、施行日以後に当該太陽光発電事業に関し事業区域の位置及び面積又は総発電出力を変更する場合は、この限りでない。

（根拠法令）

地方自治法

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 80 号

東広島市税条例の一部改正について

(財務部市民税課・資産税課)

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る所得控除に特定親族特別控除を加え、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置を講じ、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準に特例を設けるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（当該納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ。）を有する場合には、特定親族特別控除として、当該納税義務者の前年の総所得金額等から当該特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除することとする。（第 34 条の 2、第 36 条の 2、第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 関係）

(2) 固定資産税

新築された日から 20 年以上を経過したマンションのうち、管理計画の認定を受け、令和 9 年 3 月 31 日までに外壁を含む大規模の修繕等が行われたものに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、当該修繕等が完了した年の翌年度分に限り、当該家屋に係る固定資産税の 3 分の 1 に相当する額を減額する。（附則第 10 条の 2 関係）

(3) 市たばこ税

加熱式たばこに係る課税標準について、国たばこ税の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。（附則第 16 条の 2 の 2 関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ア 固定資産税に関する規定 公布の日
- イ 個人の市民税に関する規定 令和８年１月１日
- ウ 市たばこ税に関する規定 令和８年４月１日

(2) 経過措置

- ア 個人の市民税に関する経過措置
令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- イ 固定資産税に関する経過措置
令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- ウ 市たばこ税に関する経過措置
令和８年４月１日から同年９月３０日までの間における加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準は、現行の紙巻たばこの本数に換算した課税標準及び見直し後の紙巻たばこの本数に換算した課税標準のそれぞれに０．５を乗じて計算した本数の合計数とする。

(根拠法令)

地方税法

第３条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 8 1 号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

高屋堀集会所を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 7 年 8 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 82 号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更して軽減対象を拡大しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を次のとおり引き上げる。(第2条、第25条関係)

区 分	現 行	改 正
基礎課税額	65万円	66万円
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円

- (2) 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を次のとおり引き上げる。(第25条関係)

区 分	現 行	改 正
5割軽減の対象となる世帯	29万5,000円	30万5,000円
2割軽減の対象となる世帯	54万5,000円	56万円

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 経過措置

令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 8 3 号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について

(都市交通部都市計画課)

1 改正の理由

東広島都市計画乃美尾新池谷地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（以下「建築制限」という。）を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 次の地区及び区域における建築制限を定める。（別表第 1 関係）

地 区	区 域
乃美尾新池谷地区	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画乃美尾新池谷地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

(2) 建築制限の内容（別表第 2 関係）

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（建築基準法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 物流施設（物資の流通の効率化に関する法律第 4 条第 1 号に規定する流通業務の用に供する建築物に限る。） (4) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍 (5) 前各号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	1 0 分の 2 0 とする。

建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

3 施行期日

公布の日

(根拠法令)

建築基準法

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第 84 号

東広島市都市公園条例の一部改正について

(都市交通部都市整備課)

1 改正の要旨

都市公園において利用料金制度を導入することに伴い、その実施に関し必要な事項を次のとおり定めようとするものである。

- (1) 指定管理者は、制限行為の許可を受けた者又は有料公園施設の使用の許可を受けた者から、市長が定める額の範囲内において市長の承認を得た額の利用料金を徴収することができる。
- (2) 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- (3) 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。一略一

都市公園法

第 18 条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（一略）で定める。

